

議案第 2 号

平 22 都 市 計 画 第 402 号

平成 22 年（2010 年）11 月 25 日

山口県都市計画審議会

会 長 村 田 秀 一 様

山口県知事 二 井 関 成

下関都市計画道路の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

下関都市計画道路の変更（山口県決定）

都市計画道路中 3・3・4 竹崎細江線外 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・4	竹崎細江線	下関市竹崎町四丁目	下関市細江町二丁目	下関市豊前田町三丁目	約 840m	地表式	2車線	25m	幹線街路と平面交差 4箇所	
	なお、竹崎町四丁目地内に、下関駅東口駅前広場を設ける。										面積約 10,600 m ²
	3・3・5	竹崎長崎線	下関市竹崎町三丁目	下関市彦島本村町六丁目	下関市大和町二丁目	約 1,820m	地表式	4車線	24m	幹線街路 3・5・27 長崎福浦線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 3箇所	
	なお、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目及び大和町一丁目地内に下関駅西口駅前広場を設ける。										面積約 1,700 m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・3・4 竹崎細江線

本路線は、下関市内の交通の要衝である**JR**下関駅周辺の交通混雑を解消するための幹線道路として、都市計画決定されています。

この度、**JR**下関駅周辺の都市再生整備計画による事業実施に際し、本路線の起点付近に位置する駅前広場において、バス乗降場整備等による拡張が必要であるため、区域の一部を変更しようとするものです。

3・3・5 竹崎長崎線

本路線は、下関市内の交通の要衝である**JR**下関駅と彦島を結ぶ幹線道路として、都市計画決定されています。

この度、**JR**下関駅周辺の都市再生整備計画による事業実施に際し、本路線の起点付近に位置する駅前広場において、隣接する駅舎の整備計画との整合を図るため、区域の一部を変更しようとするものです。

新 旧 対 照 表

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹 線 街 路	3・3・4	竹崎細江線	下関市竹崎 町四丁目	下関市細江 町二丁目	下関市豊前 田町三丁目	約 840m	地表式	2 車線	25m	幹線街路と平面交差 4 箇所	
		なお、起点付近に、地積約 8,600 m ² の駅前交通広場を設ける。										
新	幹 線 街 路	3・3・4	竹崎細江線	下関市竹崎 町四丁目	下関市細江 町二丁目	下関市豊前 田町三丁目	約 840m	地表式	2 車線	25m	幹線街路と平面交差 4 箇所	
		なお、竹崎町四丁目地内に、下関駅東口駅前広場を設ける。										面積約 10,600 m ²

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・3・5	竹崎長崎線	下関市竹崎町三丁目	下関市彦島本村町六丁目	下関市大和町二丁目	約 1,820m	地表式	4車線	24m	幹線街路3・5・27長崎福浦線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	
		なお、起点付近に、地積約 1,900 m ² の駅前交通広場を設ける。										
新	幹線街路	3・3・5	竹崎長崎線	下関市竹崎町三丁目	下関市彦島本村町六丁目	下関市大和町二丁目	約 1,820m	地表式	4車線	24m	幹線街路3・5・27長崎福浦線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	
		なお、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目及び大和町一丁目地内に下関駅西口駅前広場を設ける。										